第明治三二十種郵便物認可

別記様式第４号（第12条関係）

地域計画の変更に係る認定申請書

年　　月　　日

文部科学大臣
国土交通大臣　　殿

申請者
住　　所
氏　　名　　㊞

年　　月　　日付けで認定を受けた地域計画について、下記のとおり変更したいので、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律第13条第１項の規定に基づき、認定を申請します。

記

地域計画の名称	
変更事項	
変更前の内容	
変更後の内容	
変更の理由	

（備考）

１　「申請者」には、当該計画を作成した協議会の構成員である市町村又は都道府県、当該計画において中核とする文化観光拠点施設の設置者及び当該計画に記載された地域文化観光推進事業の実施主体である文化観光推進事業者を全て記載すること。

２　申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

４　氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

△

○

○

○厚生労働省令第九十一号

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）第十八条第一項及び第六項並びに同法第十八条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第八条第二項の規定に基づき、厚生労働省関係地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和二年四月三十日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省関係地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則

（労働者派遣事業の届出）

第一条　地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号。以下「法」という。）第十八条第一項の規定により労働者派遣事業を行おうとする特定地域づくり事業協同組合（法第二条第三項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう。第三条第二項から第五項までにおいて同じ。）は、その旨をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄都道府県労働局長」という。）に届け出なければならない。

（法第十八条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣法第八条第二項の厚生労働省令で定める事項）

第二条　法第十八条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）読替え後の労働者派遣法（以下「読替え後の労働者派遣法」という。）第八条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　名称及び代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

（労働者派遣法施行規則の特例）

第三条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号。以下この条において「労働者派遣法施行規則」という。）第一条の二第一項の規定にかかわらず、読替え後の労働者派遣法第五条第二項の届出書は、職業安定局長の定める様式によるものとする。

２　様式による労働者派遣法施行規則第一条の二第三項の規定にかかわらず、特定地域づくり事業協同組合が読替え後の労働者派遣法第五条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、職業安定局長の定める様式によるものとする。

３　労働者派遣法施行規則第八条第一項の規定にかかわらず、労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出をしようとする特定地域づくり事業協同組合は、読替え後の労働者派遣法第五条第二項第四号に掲げる事項の変更の届出にあっては当該変更に係る事実のあった日から起算して三十日以内に、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあっては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して十日（労働者派遣法施行規則第八条第三項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、三十日）以内に、職業安定局長の定める様式による届出書を管轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

４　労働者派遣法施行規則第十条の規定にかかわらず、労働者派遣法第十三条第一項の規定による届出をしようとする特定地域づくり事業協同組合は、当該労働者派遣事業を廃止した日の翌日から起算して十日以内に、職業安定局長の定める様式による届出書を管轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

５　労働者派遣法施行規則第十七条第二項の規定にかかわらず、特定地域づくり事業協同組合が労働者派遣法第二十三条第一項の規定により提出すべき事業報告書及び収支決算書は、それぞれ職業安定局長の定める様式によるものとする。